

## 神奈川県相模原市障害者施設殺傷事件に対する声明

平成28年7月26日未明、神奈川県立津久井やまゆり園において、入所中の知的障害者が元職員に襲われ19人が死亡し20人を超える方々が負傷するという痛ましい事件が発生しました。お亡くなりになられた方々に対して衷心よりご冥福をお祈り申し上げますとともに、負傷された方々に心よりお見舞いを申し上げ、一日も早い回復をお祈りいたします。

現時点においては事件の全容は明らかではなく、今後の捜査を待たなければなりません。報道によると容疑者は昨年未障害者の殺害をほめかす発言があり、本年2月には14日、15日の両日にわたり衆議院議長公邸を訪れ、やまゆり園を名指した今回の事件の犯行予告ともとれる内容の手紙を手渡しています。さらに2月18日には施設職員に「重度障害者を殺す」との発言を行い、津久井署員の通報により2月19日に緊急措置入院、2月22日に措置入院に至り、その後「他人を傷つける恐れがなくなった」との指定医の判断で措置解除がなされ、退院となっています。

平成28年7月29日、厚生労働省は措置入院をめぐる経緯を調査するため、被疑者が措置入院していた病院に対し立ち入り調査を行い、検証と再発防止の検討を行う意向を示しています。

今回の事件に対してさまざまな立場から多くの意見表明や議論がなされていますが、日常的に措置入院患者を受け入れている日本精神科病院協会としては今後二度とこのような悲惨な事件が生じないように、十分に人権擁護に配慮した措置解除後のフォローアップ体制の充実を含め制度の見直しが早急に必要であると考えます。

現在、精神障害者の地域移行の推進のために精神科病院はさまざまな努力を行っています。今回の事件が地域移行の流れを阻害し、精神障害者への偏見を助長することのないように、そして精神障害者と地域がともに安心かつ安全な生活を実現するために、厚生労働省をはじめ当事者、障害者団体、精神保健医療福祉関係者、マスメディア等の団結が望まれます。

平成28年8月4日

公益社団法人 日本精神科病院協会  
会長 山崎 學

巻頭  
言

## 相模原障害者施設殺傷事件に思う

会長 山崎 學



平成28年7月26日午前2時半過ぎ、相模原市にある障害者福祉施設「津久井やまゆり園」で入所者45人が殺傷されるという事件が起こった。植松聖容疑者は今年2月19日に緊急措置入院させられた際に、「ヒットラーの思想が2週間前に降りてきた」と医師に話したと報道されている。入院のきっかけは、植松容疑者が入院直前に大島理森衆議院議長公邸を訪れ、警備の警察官に議長宛ての重複障害者大量殺害を予告する手紙を渡したことから、公邸所轄の麴町警察署より神奈川県津久井署に情報提供が行われたことであった。その後の検査で大麻の陽性反応が出たことから「大麻精神病」「妄想性障害」と診断され、措置入院となったが、12日後の3月2日に措置解除が行われ、市外で家族と同居するとして退院となっている。病院側は植松容疑者と両親に薬物依存に詳しい都内の病院を紹介したが、退院後2回外来に通院したのみで、その後は受診していない。

植松容疑者は相模原市で生まれ、地元の小中学校を卒業し、八王子の私立高校を経て帝京大学で小学校の教職課程を履修したが、教員採用に至らず、その後は自動販売機の設置業者、デリヘル運転手など職を転々とし、平成12年12月から犯行現場の施設で働き始めた。大学卒業後、刺青師を目指して彫り師に入門したことがあったが、破門された頃から生活が荒み、刺青を入れ、危険ドラッグを吸うようになっていったという。大島議長宛ての手紙で犯行予告された施設は防犯カメラを設置して対応したが、犯行予告について職員・警備会社に周知されることはなかった。

事件後、有識者の意見が報道を通していろいろ語られている。批判的な意見としては、警察・行政・医療関係者を含めた情報共有が十分ではなかった、このような凶悪事件を起こす可能性のある人間をなぜ野放しにしていたのか、といった内容が寄せられている。しかし、一方で精神障害の当事者などからは、安易な入院引き延ばしや過度の監視が法体系に盛り込まれることに対して懸念する声が上がっている。事件の経緯からすると、この事件はそもそも医療モデルとして取り扱うべきだったのか、あるいは司法モデルとして取り扱うべきだったのかといった疑問に突き当たる（筆者の感想としては司法モデルとして扱うべきであったと考える）。

古くは昭和39年3月のライシャワー駐日米国大使殺傷事件を契機に措置入院を中心とした隔離収容政策、通院医療費公費負担制度の新設が行われ、平成13年6月に起きた大阪教育大附属池田小学校事件をきっかけとして平成15年に医療観察法が制定された。当初、医療観察法では、

罪を犯した「すべての精神障害者」を対象として検討されたが、国会審議でその対象を「治療可能な精神障害者」に限定する修正決議がなされ、その結果、より重度な「治療可能性のない精神障害者」は措置入院で民間精神科病院を中心に治療が行われることになってしまったという歴史的な経緯がある。

8月10日には、今回の殺傷事件を検証し再発防止策を話し合う検討チームが厚生労働省内に立ち上がり、措置入院制度の抜本の見直しについて検討が行われることになっている。しかし、その検討と同時に、再発防止を目的に治療・改善を行うための保安処分の検討や、医療観察法の対象者を治療可能な精神障害者のみに限定してよいのか、本来は司法モデルであるべき案件を安易に医療モデルとすることで、精神科病院に責任を押し付けてはいないか、といった根本的な検討が求められているような気がしてならない。